



加美町結婚新生活支援事業補助金

令和7年度 募集要項



加美町結婚新生活支援事業とは

国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、経済的不安の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資するとともに、新婚夫婦の移住定住の推進に取り組むため、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援するものです。

◆対象の世帯

以下のすべての要件を満たす世帯であること

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、結婚を期に夫婦の一方又は両方が町外から引っ越し加美町に住民登録し同居していること
- ②婚姻届時に夫婦の両方が40歳未満であり、かつ夫婦の一方が30歳未満の世帯。
- ③町民税などの滞納がないこと
- ④所得証明書又は非課税証明書による夫婦の合計所得が500万円未満であること
※申請の時点で発行されている直近の所得（非課税）証明書にてご確認ください。
- ⑤加美町に定住する意思を確認できる世帯
- ⑥当該住居の引越費用について、他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと
- ⑦夫婦の両方がこの補助金の交付を受けたことがないこと
- ⑧加美町暴力団排除条例（平成25年3月1日条例第5号）に規定する暴力団員等に該当しないこと

◆対象の経費

新居への引越費用・住居費等（令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払ったもの）

- ①引越業者や運送業者へ支払った引越費用
- ②引越しに係る家賃以外の住居費（敷金・礼金・仲介手数料）

◆対象住居

加美町内にある住宅であり、申請時に夫婦ともに住民登録している住居であること

◆補助の金額

上記の費用の合計額で上限額は1世帯30万円とする

※補助金額は1,000円未満切り捨て

◆申請受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

期間内に受付を終了することがございますので、お早めに申請をお願いします



◆申請から補助金交付までの流れ

1 必要書類の提出

共通	☐ 加美町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号） ☐ 婚姻事項の記載された戸籍謄本 ☐ 補助対象住宅に住民登録している方の住民票謄本（世帯全員の住民票） ☐ 夫婦2人分の所得証明書（又は非課税証明書） ※申請の時点で発行されている直近の所得（非課税）証明書をご用意ください ☐ 納税証明書または非課税証明書（未納がないことの証明）
住宅賃借	☐ 住宅の賃貸借契約書の写し ☐ 領収書の写し
引越し	☐ 領収書の写し

※上記以外の書類の提出を求めることがあります。

2 交付決定通知

審査の結果を、「加美町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第2号）」により通知します。

3 請求書の提出

通知書が届いたら、「加美町結婚新生活支援補助金請求書（様式第3号）」に必要事項を記入し、提出してください。

※お振込みの口座番号が分かる通帳の写しも併せて提出をお願いいたします。

4 補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、請求金額を請求書が指定する口座に振り込みます。

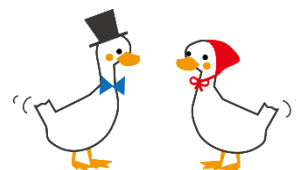
◆セルフ・チェック◆

補助の対象になるか、下記シートを使ってチェックしてみよう！！

		R7.1.1	R7.4.1	R7.12.31	R8.3.31
婚姻届けの提出日	月 日				
転入日	月 日				
引越費用の支払日	月 日				
申請予定日	月 日				

対象期間

- ☐上記の対象期間をすべてクリアしている
- ☐婚姻届けの提出日時時点で双方の年齢が40歳未満であって、且つ一方が30歳未満である
- ☐所得証明書等による夫婦の所得額の合算は500万円未満である
- ☐納税証明書により町税等すべての未納がないことが証明できる
- ☐夫婦のいずれもが過去にこの制度を利用し補助を受けていない
- ☐今後とも加美町に定住する予定である



すべて当てはまる方は補助金該当の可能性があります。まずはお気軽にご相談ください。

問合せ先・申請受付窓口

加美町役場ひとしごと推進課 移住定住推進係 〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

☎:0229-63-5611 ☎:0229-63-2037 ✉:hito-shigoto@town.kami.miyagi.jp